

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒275-0024

住 所 千葉県習志野市茜浜2-8-1

氏 名 東洋エンジニアリング株式会社
取締役社長 細井 栄治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-451-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	市原八幡埠頭バイオマス発電所建設工事
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06-総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 約342億円
③ 従業員数	約50人(計画期間の平均人数)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	排出した廃棄物はすべて収集運搬業者および処分業者へ委託

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 排出事業者：東洋エンジニアリング(株)千葉本社
 ↓
 プロジェクト本部(環境マネジメントに係る支援はHSEマネジメント部が実施)
 ↓
 市原八幡埠頭バイオマス発電所建設工事 統括安全衛生責任者(現場代理人)
 ↓
 産業廃棄物管理責任者(元方安全衛生管理者)及び協力会社の安全衛生管理者(各協力会社の所長)
 ・ 契約
 ・ 各産業廃棄物委託業者(収集運搬業者および処分業者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	排出量	511.841 t	324.56 t
	(これまでに実施した取組) 令和5年度は建設工事のうち、主に海外調達の機器据付工事、配管工事に伴い発生する木くず/混合廃棄物が多く排出し、減量・リサイクルに努めましたが多量に発生しました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	排出量	50 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) 大規模建屋建設は終了し、令和6年度は残工事、試運転のみとなりますので、廃棄物発生量は100ton未満と推定しますが、これまで以上に減量およびリサイクルに努めます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別については複数の安全衛生管理者による毎日のパトロールにて厳しくチェックしています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 協力会社から選任された安全衛生管理者を含めて、毎日のパトロールにてさらに厳しくチェックしていきます。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	511.841 t	324.56 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	511.841 t	324.56 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 積極的に再利用率が高い委託業者に引き取ってもらうようにしています。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	50 t	30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	50 t	30 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も引き続き積極的に再利用率が高い委託業者に引き取ってもらうようにして、減量化・リサイクル率をさらに高めたいと考えています。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

